

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の三まで（現行のとおり）<br/>（事業所の所有事業者等）</p> <p>第四条の四（現行のとおり）<br/>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 当該事業所を所有する事業者が特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴つ特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等の設置又は更新（以下この条及び<u>第四条の二十一の四</u>において「設備更新等」という。）に係る業務を委託されたもの</p> <p>四から七まで（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第四条の五から第四条の九の二まで（現行のとおり）<br/>（振替可能削減量）</p> <p>第四条の十（現行のとおり）</p> <p>2 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、<u>いずれの振替可能削減量についても一とする。</u></p> | <p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の三まで（略）<br/>（事業所の所有事業者等）</p> <p>第四条の四（略）<br/>一及び二（略）</p> <p>三 当該事業所を所有する事業者が特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴つ特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等の設置又は更新（以下この条において「設備更新等」という。）に係る業務を委託されたもの</p> <p>四から七まで（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条の五から第四条の九の二まで（略）<br/>（振替可能削減量）</p> <p>第四条の十（略）</p> <p>2 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、<u>次の各号に掲げる振替可能削減量の種別に応じ、当該各号に定める割合とする。</u></p> <p>一 環境価値換算量並びに<u>第四条の十三第一号及び第二号の量</u>（知事</p> |

3及び4（現行のとおり）  
（超過削減量）

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度までの各年度における第一号の量を合計した量のうち、当該各年度における第二号の量を合計した量を超過した量とする。

1及び2（現行のとおり）

第四条の十一の1及び第四条の十一の三（現行のとおり）  
（環境価値換算量）

第四条の十二（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第一欄に定める量に、当該第三欄に定める係数を乗じ、これに第四欄に定める割合を乗じて得た量、第一項に規定する再生可能エネルギーを交換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。）とする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

が別に定めるものに限る。） 百分の百五十

1 前号以外の振替可能削減量 百分の百

3及び4（略）  
（超過削減量）

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度まで（以下この条において「超過削減量算定期間」といふ。）の各年度ごとに、第一号の量のうち、第二号の量を超過した量を、当該超過削減量算定期間において合計した量とする。

1及び2（略）

第四条の十一の1及び第四条の十一の三（略）  
（環境価値換算量）

第四条の十二（略）

2（略）

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

1 電気に係る電気等環境価値保有量 電気等環境価値保有量（千キロワット時で表した量をいふ。）に、電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出される $\text{CO}_2$ で表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得た量

2 熱に係る電気等環境価値保有量 電気等環境価値保有量（千キロワット時で表した量をいふ。）に、熱の千キロワット時当たりの使

|                 |                              |  |  |
|-----------------|------------------------------|--|--|
| 電気に係る電気等環境価値保有量 | 電気等環境価値保有量(千キロワット時で表した量をいう。) | 電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数 | 知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては百分の百五十、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては百分の百 |
| 熱に係る電気等環境価値保有量  | 電気等環境価値保有量(千キロワット時で表した量をいう。) | 熱の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数  | 知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては百分の百                            |

(その他削減量)

第四条の十三 条例第五条の十一第一項第二号に規定する規則で定めるものは、次の量とする。ただし、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除くものとする。

一及び二 (現行のとおり)

第四条の十四から第四条の二十一まで (現行のとおり)

(削減量口座簿の作成等)

第四条の二十一の二 条例第五条の十九第三項に規定する規則で定める単位は、個人又は法人とする。

2 一般管理口座は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該下欄

用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得た量

(その他削減量)

第四条の十三 条例第五条の十一第一項第二号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

一及び二 (略)

第四条の十四から第四条の二十一まで (略)

に定める数を上限として開設することができるものとする。

|  |                          |
|--|--------------------------|
| 第四条の二十一の四第一項第一号に掲げる者                                 | 当該者に係る指定<br>地球温暖化対策事業所の数 |
| 第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者に限る。） | 当該者に係る指定<br>管理口座の数       |
| 第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者を除く。） | —                        |
| 第四条の二十一の四第一項第三号に掲げる者                                 | —                        |
| 第四条の二十一の四第一項第四号に掲げる者                                 | 当該者に係る指定<br>管理口座の数       |
| 第四条の二十一の四第一項第五号に掲げる者                                 | —                        |

3 前項の規定にかかわらず、第四条の二十一の四第一項各号に掲げる者から特別の事情により、前項に定める数を超えて一般管理口座の開設の申請があった場合において、知事がこれを適当と認めるときは、一般管理口座は、当該申請により開設を求める数を上限として開設することができるものとする。

4 削減量口座簿は、電磁的記録で作成することができる。

（管理口座の記録事項）

第四条の二十一の三 管理口座には、次の表の上欄に掲げる管理口座の

区分に応じ、当該下欄に定める事項を記録する。

|         |   |
|---------|---|
| 知事の管理口座 | <p>一 義務充当及び充当記録の対象となつた振替可能削減量等（振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）並びに義務充当に利用できなくなつた振替可能削減量等の種類ごとの数量及び識別番号（振替可能削減量等を二酸化炭素トンを表す単位ごとに識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）</p> <p>二 前号の記録の理由及び当該記録を行う直前に記録されていた管理口座の口座番号（一の管理口座ごとに付される口座の番号をいう。以下同じ。）</p> |
| 指定管理口座  | <p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 口座管理者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者をいう。次条において同じ。）の氏名及び住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 当該指定管理口座に係る指定地球温</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>一般管理口座</p> | <p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p> <p>四 振替可能削減量の種類ごとの数量及び識別番号</p> <p>五 振替可能削減量についての処分の制</p>   |
|               | <p>暖化対策事業所の名称及び所在地</p> <p>五 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p> <p>六 条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況</p> <p>七 振替可能削減量等の種類ごとの数量及び識別番号</p> <p>八 振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について次の事項</p> <p>ア 当該振替可能削減量等の種類</p> <p>イ 当該振替可能削減量等の数量及び識別番号</p> <p>ウ 当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>限に関する事項</p> <p>六 振替可能削減量の発行、取得又は移転について、次の事項</p> <p>ア 当該振替可能削減量の種類</p> <p>イ 当該振替可能削減量の数量及び識別番号</p> <p>ウ 当該発行、取得又は移転がされた日</p> |
|--|--|

(管理口座の開設)

第四条の二十一の四 条例第五条の二十一第二項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- 一 指定地球温暖化対策事業者
- 二 法人(次に掲げる者を除く。)
  - ア 前号に規定する者
  - イ 外国法人で、国内に事務所、営業所等を有しないもの
- 三 個人(第一号、次号若しくは第五号に規定する者又は国内に住所を有しない者を除く。)のうち、条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる者として、次の表の上欄に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該下欄に定める者

|              |   |
|--------------|---|
| <p>都内削減量</p> | <p>一 当該都内削減量を算定する事業所等の設備更新等の権限を有する者</p> |
|--------------|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>一 前号に規定する者から当該都内削減量の発行を受けることについて同意を得た者</p>  |
| 都外削減量                                      | <p>一 当該都外削減量を算定する事業所の所有者</p> <p>二 当該都外削減量を算定する事業所の設備更新等の権限を有する者</p> <p>三 前二号に規定する者から当該都外削減量の発行を受けることについて同意を得た者</p>                 |
| 環境価値換算量                                    | <p>一 当該環境価値換算量を算定する再生可能エネルギーを変換して発電する設備の所有者</p> <p>二 当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者</p> <p>三 第一号に規定する者から当該環境価値換算量の発行を受けることについて同意を得た者</p> |
| <p>その他削減量のうち<br/>第四条の十三第一号<br/>に該当するもの</p> | <p>第四条の十三第一号に規定する新エネルギー等電気相当量の保有者</p>  |

四 個人（第一号に規定する者を除く。）のうち、口頭管理者

五 個人（第一号又は前号に規定する者を除く。）のうち、第四条の二十二の十に規定する相続人等

2 条例第五条の二十一第三項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

二 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

三 前項各号のいずれかに該当することを示す情報（一般管理口座の場合に限る。）

四 口座名義人ごとの口座簿利用者番号（削減量口座簿の記録を閲覧しようとする者を識別するために知事により付された文字及び数字をいつ、以下同じ。）の発行の希望の有無（指定管理口座の場合に限る。）

五 次に掲げる事項のうち公表を希望するもの

ア 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

イ 口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。）

六 開設を希望する口座の数（一般管理口座に限る。）

3 条例第五条の二十一第三項の規定による申請は、指定管理口座の開設にあつては別記第一号様式の十八の二の甲による指定管理口座開設申請書により、一般管理口座の開設にあつては別記第一号様式の十八の二の乙による一般管理口座開設申請書に第一項第三号若しくは第五号に該当することを証する書類（当該各号に該当する場合に限る。）又は第四条の二十一の二第三項の特別の事情を説明する書類（同

項の申請をする場合に限る。)を添えて行わなければならない。

4 前項の申請は、特定地球温暖化対策事業者が指定管理口座を開設する場合にあつては、最初の削減義務期間の終了の日までにしなければならない。

5 知事は、前項の日までに第三項の申請がなかつたときは、当該申請を行つて特定地球温暖化対策事業者のために、自ら指定管理口座を開設し、当該指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行つたために必要な事項を口座名義人に通知するものとする。

6 条例第五条の二十一第五項及び前項の規定による通知は、別記第一号様式の十八の三による管理口座開設通知書により行つものとする。

7 条例第五条の二十一第六項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 口座管理者の氏名若しくは住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は電話番号その他の連絡先

二 振替可能削減量等の管理を行つ部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

三 口座簿利用者番号の発行又は廃止の希望の有無（指定管理口座の場合に限る。）

四 次に掲げる事項のうち公表を希望するもの

ア 振替可能削減量等の管理を行つ部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

イ 口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。）

8 条例第五条の二十一第六項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等氏名等変更届出書により行わなければならない。

(口座管理者の登録等)

第四条の二十一の五 知事は、指定地球温暖化対策事業者の申請により、指定管理口座ごとに、国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人であつて、当該指定地球温暖化対策事業者（当該指定地球温暖化対策事業者が口座名義人となった場合にあつては、当該口座名義人）のために次に掲げる行為（指定管理口座に係るものに限る。）を行う者（以下「口座管理者」といふ。）を、一名に限り登録し、又はその登録を抹消することができる。

一 条例第五条の二十一第三項の規定による申請

二 条例第五条の二十一第六項の規定による届出

三 条例第五条の二十二第二項の規定による申請

四 条例第五条の二十二第四項の規定による申請

五 条例第五条の二十二第五項の規定による申請

六 条例第五条の二十二第六項の規定による申請

七 第四条の二十一の九の規定による提出

八 第四条の二十一の十二第一項の規定による申請

九 第四条の二十一の十二第二項の規定による提出

十 第五条の四の二第一項の規定による申請

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次条第一項の規定により指定管理口座を廃止したときは、当該指定管理口座に係る口座管理者の登録を抹消するものとする。

3 第一項の申請は、別記第一号様式の十八の五による口座管理者登録（登録抹消）申請書に、当該申請の内容が個人を口座管理者として登録するものである場合にあつては、当該口座管理者の氏名又は住所のうち当該口座管理者が公表を希望するものを示す書類を添えて、行われなければならない。

4 知事は、第一項の申請により口座管理者を登録し、又はその登録を抹消したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の六による口座管理者登録（登録抹消）通知書により、当該登録又は登録の抹消を受けた口座管理者及び同項の申請をした指定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、条例第五条の二十一第五項並びにこの規則第四条の二十一の四第五項、次条第四項、第四条の二十一の十一第二項、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

（管理口座の廃止）

第四条の二十一の六 知事は、条例第五条の十第二項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

2 一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座に記録された振替可能削減量について、その全部が移転し、又は抹消されたときは、当該一般管理口座の廃止を、別記第一号様式の十八の七による一般管理口座廃止申請書により申請することができる。

3 知事は、次に掲げる一般管理口座において、当該一般管理口座に記

録された振替可能削減量の全部が移転し、又は抹消されたと認めるときは、当該一般管理口座を廃止することができる。

一 第四条の二十一の二第三項の規定により開設された一般管理口座であつて、同項に規定する特別の事情がなくなつたもの

二 第四条の二十一の四第一項第一号から第四号までに規定する者のいずれにも該当しなくなつた者が口座名義人である一般管理口座

三 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（当該口座名義人が条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行つことができる振替可能削減量のいずれもが第四条の二十一の十四に規定する日を経過した場合に限る。）

四 第四条の二十一の四第一項第五号に規定する者が口座名義人である一般管理口座

五 前項の申請に係る一般管理口座

4 知事は、第一項又は前項各号の規定により管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による管理口座廃止通知書により、当該管理口座の口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の振替等の記録）

第四条の二十一の七 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる管理口座に記録されている当該中欄に掲げる振替可能削減量の振替は、当該管理口座において減少の記録をし、当該下欄に定める管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量

の増加の記録をすることにより行つものとする。

|        |                                  |   |
|--------|----------------------------------|---|
| 指定管理口座 | 超過削減量<br>(一般管理口座から移転されたものを除く。)   | 当該指定管理口座の口座名義人又は口座管理者が開設を受けた一般管理口座のうち、超過削減量の移転先として知事が登録したもの(以下「移転先一般管理口座」といふ。)  |
| 一般管理口座 | 振替可能削減量(処分の制限に関する事項の記録があるものを除く。) | 一 当該一般管理口座の口座名義人が開設を受け、又は口座管理者となつていゝる指定管理口座のうち、振替可能削減量の移転先として知事が登録したもの(以下「移転先指定管理口座」といふ。)<br>二 他の一般管理口座次に掲げるものを除く。<br>ア 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座<br>イ 第四条の二十一の四第一項第五号に規定す |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>る者が口座名義人であるもの（被相続人その他の被承継人から移転される場合を除く。）</p> <p>ウ 前条第三項第一号、第二号又は第五号に該当する一般管理口座</p> |
|--|--|---|

2 次の表の上欄に掲げる管理口座の登録及び登録の抹消に係る申請は、当該下欄に定める一般管理口座（以下「特定一般管理口座」といふ。）の口座名義人が、別記第一号様式の十八の九による特定一般管理口座登録（登録抹消）申請書により行わなければならない。

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 移転先一般管理口座 | 移転先一般管理口座               |
| 移転先指定管理口座 | 移転先指定管理口座への移転元となる一般管理口座 |

3 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる振替可能削減量等の発行又はその他削減量の振替（同条第三項に規定する振替に限る。）は、当該下欄に定める管理口座において増加の記録をすることにより行つものとする。

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 超過削減量及びその他ガス削減量              | 当該超過削減量又は当該その他ガス削減量を算定する指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座     |
| 振替可能削減量（超過削減量及びその他削減量のうち第四条の | 第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる振替可能削減量の種類ごとに、当該下欄に定める者が開 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 十三第二号に該当するものを除く。)         | 設を受けた一般管理口座   |
| その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの | 特定地球温暖化対策事業者であつて、<br>第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量の保有者が開設を受けた一般管理口座 |

4 条例第五条の二十二第二項の規定による振替可能削減量等の義務  
 充当は、指定管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座にお  
 いて当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をするこ  
 とにより行うものとする。

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 条例第五条の二十二第二項の規定による振替可  
 能削減量の振替の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様  
 式の十八の十による振替可能削減量振替申請書により行わなければ  
 ならない。

- 一 当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる管理口座  
 の口座番号及び種類
- 二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所  
 在地(指定管理口座の場合に限る。)
- 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その  
 他の連絡先
- 四 当該申請により振替可能削減量の増加の記録がされる管理口座  
 の口座番号及び種類

五 前号の管理口座の口座名義人の氏名（法人の場合にあつては、名称）（一般管理口座の場合に限る。）

六 第四号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

七 振替の原因となつた事由

八 当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号

九 当該申請に係る振替可能削減量の一単位当たりの金額（当該金額について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨及び当該事情）

2 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請若しくは同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十一による振替可能削減量等発行等申請書に、第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる振替可能削減量にあつては、当該下欄に定める者であることを証する書類を添えて、行わなければならない。

一 当該申請により振替可能削減量等の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類

二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量

五 知事又は知事以外の機関が行つた振替可能削減量等（超過削減量

を除く。)の認定又は認証に係る情報

3 条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務充当の申請又は同条第六項の規定によるその他力入削減量の義務充当の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十二による義務充当申請書により行われなければならない。

一 当該申請による義務充当に係る指定管理口座の口座番号

二 前号の指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地

三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

五 当該申請による義務充当の対象となる削減義務期間

(判決による振替)

第四条の二十一の九 条例第五条の二十二第二項に規定する申請をすべしことを内容とする確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において同じ。)があつた場合においては、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、確定判決の内容を証する書面の正本又は認証のある謄本(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第七十四条第一項ただし書に規定する場合にあつては、執行力のある債務名義の正本とする。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において「判決書等」といふ。)を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて知事に提出することにより、当該申請に代えることが

できる。

(相続その他の一般承継の場合の振替の申請)

第四条の二十一の十 振替可能削減量の記録がされている一般管理口座の口座名義人について相続その他の一般承継があつた場合において、当該振替可能削減量を自らの一般管理口座に移転しようとする相続人等(相続人その他の一般承継人をいふ)は、条例第五条の二十一第二項の規定にかかわらず、別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書に、相続その他の一般承継があつたことを証する特別区の区長若しくは市町村長又は登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)を添えて、申請することができる。

(知事による超過削減量の発行)

第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後の第四条の九に規定する日までに、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座の口座名義人から条例第五条の二十二第四項の規定による振替可能削減量(超過削減量に限る。)の発行の申請がなかつたときは、同条第一項の規定により、当該指定管理口座に、自ら超過削減量を発行することができる。

2 知事は、前項の規定により超過削減量を発行したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十三による超過削減量発行通知書により、同項の口座名義人に通知するものとする。

(振替可能削減量等の抹消)

第四条の二十一の十二 条例第五条の二十三第一項の規定による振替可能削減量の抹消は、振替可能削減量の増加の記録を受けた口座名義

人からの申請又は知事の職権により行つものとする。

2 前項の申請をすべきことを内容とする確定判決があつた場合においては、同項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、判決書等を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

3 条例第五条の二十三第一項及び第二項に定めるもののほか、知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、振替可能削減量等の増加の記録がされた場合で、次に掲げるときは、当該振替可能削減量等のうち、当該指定管理口座又は一般管理口座に残存するものを抹消するものとする。

一 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他力入削減量の発行の申請について、当該申請をした者から、当該振替又は発行の申請が過誤によるものである旨の申請があつたとき。

二 増加の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。

三 条例第五条の二十二第二項から第六項までの規定又はこの規則第四条の二十一の十の規定により申請をした者が、当該申請をすることができない者以外の者であつたことが判明したとき。

四 その他知事が特に必要があると認めるとき。

4 条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又は前項の規定による振替可能削減量等の抹消は、増加の記録がされた管理口座において減

少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法により行うものとする。

5 第一項及び第三項第一号の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行われなければならない。

一 振替可能削減量等の増加の記録がされた管理口座の口座番号及び種類

二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四 抹消の原因となった事由

五 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

6 知事は、条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又はこの条第三項の規定により振替可能削減量等を抹消したとき（知事の職権により抹消したときに限る。）は、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の抹消により減少又は増加の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三 知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、振替可能削減量等の減少の記録がされた場合で、次に掲げるときは、当該振替可能削減量等を更正するものとする。

一 振替可能削減量等の抹消又は義務充てによる減少の記録につい

て、当該抹消又は義務充当の申請をした者から、当該抹消又は義務充当の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。

二 減少の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。

三 前条第一項又は第三項第一号の規定により振替可能削減量等の抹消の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四 前条第三項第三号に掲げるとき。

五 義務充当の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

六 その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による振替可能削減量等の更正は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行つものとする。

一 知事の管理口座において増加の記録がされた場合 知事の管理口座において減少の記録をし、増加の記録をすくき指定管理口座又は一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法

二 その他の場合 増加の記録をすくき指定管理口座又は一般管理口座において増加の記録をする方法

3 第一項第一号に規定する振替可能削減量等の更正の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一 振替可能削減量等の減少の記録がされた管理口座の口座番号及び種類

二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四 更正の原因となった事由

五 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

4 知事は、第一項第二号から第六号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた管理口座の口座名義人に通知するものとする。

（義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転）

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあつては、平成二十二年度から始まる削減計画期間）の終了年度の翌年度の末日を経過したものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

（増加又は減少の記録の方法）

第四条の二十一の十五 知事は、条例及びこの規則に規定する増加又は減少の記録を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 振替可能削減量等の識別番号の特定がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 増加の記録のみを行うとき。増加の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量を記録する方法

イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。減少の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量を記録する方法

二 振替可能削減量等の識別番号の特定がない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 増加の記録のみを行うとき。増加の記録をする管理口座において、新たな識別番号の振替可能削減量を記録する方法

イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。減少の記録をする管理口座において、減少の記録をすくまじ知事が認める振替可能削減量等について、抹消の場合にあつては識別番号の大きい方から、それ以外の場合にあつては識別番号の小さい方から順次振替可能削減量を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量を記録する方法

(削減量口座簿による情報の開示)

第四条の二十一の十六 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 口座番号

二 口座名義人の名称及び主たる事務所の所在地（口座名義人が法人の場合に限る。）

三 口座管理者の名称及び主たる事務所の所在地（指定管理口座であつて、口座管理者が法人の場合に限る。）

四 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（公表することにより保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）（指定管理口座に限る。）

2 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事項の公表を希望するときは、当該事項を公表するものとする。

一 口座名義人又は口座管理者 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

二 個人である口座名義人又は口座管理者 当該個人の氏名又は住所

（添付書類）

第四条の二十一の十七 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できなうときにあつては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

一 第四条の二十一の四第三項の指定管理口座開設申請書

二 第四条の二十一の四第三項の一般管理口座開設申請書

三 第四条の二十一の四第八項の口座名義人等氏名等変更届出書

四 第四条の二十一の五第三項の口座管理者登録（登録抹消）申請書

五 第四条の二十一の六第二項の一般管理口座廃止申請書

六 第四条の二十一の七第二項の特定一般管理口座登録（登録抹消）申請書

七 第四条の二十一の八第一項の振替可能削減量振替申請書

八 第四条の二十一の八第二項の振替可能削減量等発行等申請書

九 第四条の二十一の八第三項の義務充当申請書

十 第四条の二十一の九及び第四条の二十一の十二第二項の規定による提出書

十一 第四条の二十一の十の振替可能削減量振替申請書

十二 第四条の二十一の十二第五項及び第四条の二十一の十三第三項の振替可能削減量等抹消（更正）申請書

十三 第四条の二十一の十九第一項の口座簿利用者番号等通知申請書

十四 第五条の四の二第一項の充当記録等申請書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 当該住民票の写し又はこれに代わる書面（削減量口座簿の記録の保存期限）

第四条の二十一の十八 知事は、削減計画期間として、当該削減計画期

間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌年度の末日から起算して十年間が経過した日まで保存するものとする。

(口座簿利用者番号等の通知)

第四条の二十一の十九 口座名義人又は口座管理者のどちら、口座簿利用者番号又は暗証番号の再度の通知を希望する者は、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知申請書により、その旨を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十七による口座簿利用者番号等通知書により、同項の通知を希望する者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第五条の二十一第六項の規定及びこの規則第四条の二十一の四第七項第三号の規定による届出において口座簿利用者番号の発行を希望する旨の記載があった場合その他知事が必要と認める場合には、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十七による口座簿利用者番号等通知書により、当該発行を希望する者その他必要と認める者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

第四条の二十二から第五条の四まで (現行のとおりに)

(充填記録)

第五条の四の二 特定地球温暖化対策事業者等からの申請に基づき、条例第八条の五第一項第一号に規定する充填記録又は当該充填記録のための義務充填については、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の二十一による充填記録等申請書により、知事が行つものとする。

第四条の二十二から第五条の四まで (略)

一 特定地球温暖化対策事業者であつた者の一般管理口座番号（当該申請をする者が特定地球温暖化対策事業者であつた者の場合に限る。）

二 命令に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座の口座番号

三 前号の指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地

四 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

五 命令の履行に充てる算定排出削減量の種類及び数量又は識別番号

六 命令に係る削減義務期間

2 前項の義務充当のうち、特定地球温暖化対策事業者であつた者からの申請に基づくものにあつては、第四条の二十一の七第四項の規定にかかわらず、当該特定地球温暖化対策事業者であつた者を口座名義人とする一般管理口座に記録されている振替可能削減量において減少の記録をし、当該義務充当に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座を経由して、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

第五条の五から第五条の八まで（現行のとおり）

（登録事項変更の届）

第五条の九（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3（現行のとおり）

一 条例第八条の七第一項第一号の氏名又は住所の変更（登録検証機

第五条の五から第五条の八まで（略）

（登録事項変更の届）

第五条の九（略）

2（略）

3（略）

一 条例第八条の七第一項第一号に掲げる事項の変更（登録検証機

関が個人の場合に限る。） 住民票の写し又はこれに代わる書面

一 条例第八条の七第一項第一号の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更（登録検査機関が法人の場合に限る。） 登記事項証明書

三 条例第八条の七第一項第四号の役員~~の就任~~ 登記事項証明書並びに第五条の六第二項第一号及び第七号の書面

四 条例第八条の七第一項第四号の役員~~の氏名の変更（前号に該当する場合を除く。）又は同号の役員~~の退任~~~~ 登記事項証明書

五 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の追加 第五条の六第二項第一号、第五号及び第七号の書面

六 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人~~の氏名又は住所の変更（前号に該当する場合を除く。）~~ 第五条の六第二項第五号の書面

七 条例第八条の七第一項第六号の検査主任者の追加 第五条の六第二項第二号の書面

4 （現行のとおり）

第五条の十から第五条の十八まで （現行のとおり）

（地球温暖化対策報告書の提出）

第五条の十九 条例第八条の二十三第一項本文及び第二項の規定による地球温暖化対策報告書の提出は、同条第一項本文の規定によるものにあつては毎年度八月末日までに、同条第二項の規定によるものにあつては毎年度十二月十五日までに、別記第二号様式の十四による地球温暖化対策報告書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対

関が個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面、法人である場合にあつては登記事項証明書

一 条例第八条の七第一項第四号に掲げる事項~~の変更~~ 登記事項証明書並びに第五条の六第二項第一号及び第七号の書面

三 条例第八条の七第一項第五号に掲げる事項~~の変更~~ 第五条の六第二項第一号、第五号及び第七号の書面

四 条例第八条の七第一項第六号に掲げる検査主任者~~の変更~~ 第五条の六第二項第二号の書面

4 （略）

第五条の十から第五条の十八まで （略）

（地球温暖化対策報告書の提出）

第五条の十九 条例第八条の二十三第一項本文及び第二項の規定による地球温暖化対策報告書の提出は、毎年度八月末日までに、別記第二号様式の十四による地球温暖化対策報告書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策報告書を添えて行わなければならない。

策報告書を添えて行わなければならない。

2 (現行のとおり)

第五条の二十から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

2 (略)

第五条の二十から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第二十まで (略)

第1号様式の18の2の乙(第4条の21の4関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 口座を開設できる者の種類         |         |
| 口座の開設要件に関する事項        |         |
| 公表を希望する事項            |         |
| 開設を希望する口座の数          |         |
| 添 付 書 類              | 別添のとおり  |
| 振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先 | (電話番号 ) |
| ※受付欄                 |         |

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第1号様式の18の2の甲(第4条の21の4関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

指定管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により指定管理口座の開設を次のとおり申請します。

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 事業所の名称                |         |
| 事業所の所在地               |         |
| 指 定 番 号               |         |
| 口座簿利用者番号の発行希望         |         |
| 公表を希望する事項             |         |
| 添 付 書 類               | 別添のとおり  |
| 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先 | (電話番号 ) |
| ※受付欄                  |         |

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

口座名義人等氏名等変更届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第6項の規定により口座名義人の氏名等の変更を次のとおり届け出ます。

|  |               |  |
|--|---------------|--|
| 口 座 番 号  |               |  |
| 口座に係る指定<br>地球温暖化対策<br>事業所の情報<br>(指定管理口座<br>に限る。) | 事業所の<br>名 称   |  |
|  | 事業所の<br>所 在 地 |  |
|  | 指定番号          |  |
| 変 更 事 項  |               |  |
| 変 更 内 容  | 変 更 前         |  |
|  | 変 更 後         |  |
| 添 付 書 類  | 別添のとおり        |  |
| 振替可能削減等の管理を<br>行う部署等の連絡先                         | (電話番号 )       |  |
| ※受付欄   |               |  |

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

管理口座開設通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事 ㊟

〔都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第4項  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の4第5項〕の規

定により次のとおり管理口座を開設したので、〔同条第5項〕の規定により通知します。

|  |               |
|--|---------------|
| 管 理 口 座 の 種 類                                    |               |
| 口座に係る指定<br>地球温暖化対策<br>事業所の情報<br>(指定管理口座<br>に限る。) | 事業所の<br>名 称   |
|  | 事業所の<br>所 在 地 |
|  | 指定番号          |
| 口 座 番 号  |               |
| 口 座 簿 利 用 者 番 号                                  |               |
| 暗 証 番 号  |               |
| 備 考  |               |

(日本工業規格A列4番)

口座管理者 登録 通知書  
登録抹消

第 年 月 号 日

東京 都 知 事 印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の5第1項の規定により次のとおり口座管理者の 登録 をしたので、同条第4項の規定により通知します。  
登録の抹消

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 口 座 番 号   |                           |
| 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報                            | 事業所の名称<br>事業所の所在地<br>指定番号 |
| 口座管理者の住所及び氏名<br>(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) |                           |
| 口座簿利用者番号  |                           |
| 暗 証 番 号   |                           |
| 備 考   |                           |

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

東京 都 知 事 殿

住 所  
氏 名 印  
 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

口座管理者登録(登録抹消)申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の5第1項の規定により口座管理者の登録(登録抹消)を次のとおり申請します。なお、登録に係る口座管理者が行う申請については、民法第108条ただし書の承諾をします。

| 申 請 の 種 類                        | 1 登 録   | 2 登 録 抹 消 |
|----------------------------------|---|-----------|
| 口座管理者の氏名<br>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) |   |           |
| 口座管理者の住所<br>(法人にあっては、主たる事務所の所在地) |   |           |
| 口 座 番 号                          |   |           |
| 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報             | 事業所の名称<br>事業所の所在地<br>指定番号                                 |           |
| 口座に係る指定地球温暖化対策事業所との関係            | 1 当該事業所に係る指定地球温暖化対策事業者である。<br>2 当該事業所に係る指定地球温暖化対策事業者ではない。 |           |
| 口 座 簿 利 用 者 番 号                  | 1 発行済 ( )<br>2 未発行  |           |
| 添 付 書 類                          | 別添のとおり  |           |
| 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先            | (電話番号 )   |           |
| ※受付欄                             |   |           |

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
 2 「申請の種類」欄、「口座に係る指定地球温暖化対策事業所との関係」欄及び「口座簿利用者番号」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

**管理口座廃止通知書**

第 年 月 日 号

殿

東京都知事 印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の6第1項又は第3項の規定により次のとおり管理口座を廃止したので、同条第4項の規定により通知します。

|                                  |         |  |
|----------------------------------|---------|--|
| 管理口座の種類                          |         |  |
| 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。） | 事業所の名称  |  |
|                                  | 事業所の所在地 |  |
|                                  | 指定番号    |  |
| 口座番号                             |         |  |
| 廃止の原因となった事由                      |         |  |
| 備考                               |         |  |

（日本工業規格A列4番）

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

**一般管理口座廃止申請書**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の6第2項の規定により、一般管理口座の廃止を次のとおり申請します。

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 口座番号                           |        |
| 廃止理由                           |        |
| 添付書類                           | 別添のとおり |
| 振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先<br>（電話番号） |        |
| ※受付欄                           |        |

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

**振替可能削減量振替申請書**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

|                      |                                  |                                  |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 減少の記録される口座情報         | 口 座 番 号                          | 管理口座の種類                          |
|                      | 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。) | 事業所の名称<br>事業所の所在地<br>指定番号        |
| 増加の記録される口座情報         | 口 座 番 号                          | 管理口座の種類                          |
|                      | 口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)         | 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。) |
| 振替の原因となった事由          |                                  |                                  |
| 振替可能削減量に係る情報         | 種 類                              |                                  |
|                      | 振替の数量<br>識別番号                    |                                  |
| 1単位当たりの取引価格          |                                  |                                  |
| 添 付 書 類              |                                  | 別添のとおり                           |
| 振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先 |                                  | (電話番号 )                          |
| ※受付欄                 |                                  |                                  |

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

**特定一般管理口座登録(登録抹消)申請書**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の7第2項の規定により特定一般管理口座の登録(登録の抹消)を次のとおり申請します。

| 申 請 の 種 類            | 1 登録   | 2 登録の抹消                      |
|----------------------|--|------------------------------|
| 申 請 内 容              | 1 移転先一般管理口座の登録(登録の抹消)<br>2 移転先指定管理口座の登録(登録の抹消)<br>3 1及び2                 |                              |
| 特定一般管理口座情報           | 口 座 番 号  |                              |
|                      | 口座名義人の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)   | 口座名義人の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) |
| 指定管理口座に係る情報          | 口 座 番 号  |                              |
|                      | 事業所の名称<br>事業所の所在地<br>指 定 番 号   |                              |
| 特定一般管理口座と指定管理口座との関係  | 1 特定一般管理口座の口座名義人は、指定管理口座の口座名義人である。<br>2 特定一般管理口座の口座名義人は、指定管理口座の口座管理者である。 |                              |
| 添 付 書 類              | 別添のとおり   |                              |
| 振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先 | (電話番号 )  |                              |
| ※受付欄                 |  |                              |

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「申請の種類」欄、「申請内容」欄及び「特定一般管理口座と指定管理口座との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名 ㊦  
(法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

**義務充当申請書**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第5項又は第6項の規定により振替可能削減量等の義務充当を次のとおり申請します。

|                                   |                 |  |
|-----------------------------------|-----------------|--|
| 口 座 番 号                           |                 |  |
| 口座に関する<br>指定地球<br>温暖化対策<br>事業所の情報 | 事業所の名称          |  |
|                                   | 事業所の所在地         |  |
|                                   | 指定番号            |  |
| 義務充当に<br>係る情報                     | 種 類             |  |
|                                   | 義務充当の数量         |  |
|                                   | 識別番号            |  |
|                                   | 対象となる<br>削減義務期間 |  |
| 添 付 書 類                           | 別添のとおり          |  |
| 振替可能削減量等の管理を<br>行う部署等の連絡先         | (電話番号 )         |  |
| ※受付欄                              |                 |  |

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名 ㊦  
(法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

**振替可能削減量等発行等申請書**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

|  |  |  |               |
|--|--|--|---------------|
| 口 座 番 号  |  |  | 管理口座<br>の 種 類 |
| 口座に係る<br>指定地球<br>温暖化対策<br>事業所の情報<br>(指定管理口座<br>に限る。) | 事業所の名称                                   |  |               |
|  | 事業所の所在地                                  |  |               |
|  | 指定番号                                     |  |               |
| 振 替 可 能<br>削減量等に係る<br>情報                             | 種 類                                      |  |               |
|  | 発 行 又 は<br>振 替 の 数 量                     |  |               |
|  | 振替可能削減量<br>等(超過削減量<br>を除く。)の認<br>定(認証)番号 |  |               |
|  | 種 類                                      |  |               |
| 添 付 書 類  | 別添のとおり                                   |  |               |
| 振替可能削減量等の管理を<br>行う部署等の連絡先                            | (電話番号 )                                  |  |               |
| ※受付欄   |  |  |               |

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等抹消（更正）申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の23第1項若しくは第2項又は  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の12第3項若しくは  
第4条の21の13第1項の規定により振替可能削減量等の抹消（更正）を次のとおり申請  
します。

| 申請の種類   | 1 抹消        | 2 更正 |
|---|-------------|------|
| 抹消（更正）の原因となった事由   |             |      |
| 抹消（更正）に係る口座番号   | 管理口座<br>の種類 |      |
| 口座に係る<br>指定地球<br>温暖化対策<br>事業所の情報<br>（指定管理口座の<br>場合に限る。） | 事業所の<br>名称  |      |
|   | 事業所の<br>所在地 |      |
|   | 指定番号        |      |
| 振替可能削減量等に<br>係る情報                                       | 種 類         |      |
|   | 数 量         |      |
| 抹消（更正）の対象となる<br>増加（減少）の記録に係る情報                          | 識別番号        |      |
| 添 付 書 類   | 別添のとおり      |      |
| 振替可能削減量等の管理を<br>行う部署等の連絡先                               | (電話番号 )     |      |
| ※受付欄  |             |      |

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「申請の種類」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

超過削減量発行通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事 殿

印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の11第1項の規定  
により次のとおり超過削減量を発行したので、同条第2項の規定により通知します。

| 口 座 番 号                          |               |  |
|----------------------------------|---------------|--|
| 口座に係る<br>指定地球<br>温暖化対策<br>事業所の情報 | 事業所の<br>名 称   |  |
|                                  | 事業所の<br>所 在 地 |  |
|                                  | 指定番号          |  |
| 超過削減量に<br>係る情報                   | 発行量           |  |
|                                  | 識別番号          |  |
| 備 考                              |               |  |

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

口座簿利用者番号等通知申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の19第1項の規定により口座簿利用者番号又は暗証番号の通知を次のとおり申請します。

|                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| 管理口座の種類                          |                           |
| 口座番号                             |                           |
| 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。） | 事業所の名称<br>事業所の所在地<br>指定番号 |
| 口座簿利用者番号（暗証番号の通知のみを申請する場合に限る。）   |                           |
| 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先            | （電話番号）                    |
| ※交付欄                             |                           |

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

振替可能削減量等 抹消  
更正 通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事 印

〔都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の23  
第1項  
第2項〕

〔都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則  
第4条の21の12第3項  
第4条の21の13第1項〕

の規定により次のとおり振替可能削減量等を 抹消  
更正 したので、〔都民の健康と安全を  
同  
条

確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の12第6項  
第6  
第4  
項〕の規定により振替可能削減

量等の 抹消  
更正 を通知します。

|                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| 口座番号                             |                           |
| 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。） | 事業所の名称<br>事業所の所在地<br>指定番号 |
| 抹消（更正）の原因となった事由                  |                           |
| 備考                               |                           |

（日本工業規格A列4番）

別記第二号様式から第三十九号様式まで

(現行のとおり)

第1号様式の21(第5条の4の2関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

Ⓢ

充当記録等申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第5条の4の2第1項の規定により振替可能削減量等の充当記録又は当該充当記録のための義務充当を次のとおり申請します。

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 一般管理口座番号(特定地球温暖化対策事業者であつた者に限る。) |             |
| 充当記録に係る指定地球温暖化対策事業所の情報          | 指定管理口座番号    |
|                                 | 事業所の名称      |
|                                 | 事業所の所在地     |
|                                 | 指定番号        |
| 充当記録に係る情報                       | 種 類         |
|                                 | 充当記録の数量     |
|                                 | 識別番号        |
|                                 | 命令に係る削減義務期間 |
| 添 付 書 類                         | 別添のとおり      |
| 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先           | (電話番号)      |
| ※受付欄                            |             |

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第一号様式の十八から第一号様式の二十まで (現行のとおり)

第1号様式の18の17(第4条の21の19関係)

口座簿利用者番号等通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事

印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の19第2項又は第3項の規定により口座簿利用者番号又は暗証番号を通知します。

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 口 座 番 号                          |         |
| 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。) | 事業所の名称  |
|                                  | 事業所の所在地 |
|                                  | 指定番号    |
| 口座簿利用者番号                         |         |
| 暗 証 番 号                          |         |
| 備 考                              |         |

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式から第三十九号様式まで

(略)

別記第一号様式の十八から第一号様式の二十まで

(略)